

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であり、公平・公正・正確な情報の発信、とりわけ災害・緊急時には社会のライフラインとしての機能を果たすべき放送事業の社会的責任を深く認識しております。これらの社会的使命を実現し、放送事業を中心にコンテンツの制作開発力を維持・向上させていく上で、当社グループの従業員等の人材は勿論のこと、業務委託先や取引先等のコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も極めて重要な経営資源であり、当社の企業価値の源泉を構成するものです。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが重要であり、かかる認識を基に、創り出すコンテンツの高い品質と経営の効率を同時に追求することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を目指すことが、コーポレート・ガバナンスの基本方針と考えております。

また、すべての役職員が守るべき基本的誓約として「TBSグループ行動憲章」を制定し、これを具体的に実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を定め遵守の徹底をはかるなど、取締役の職務の執行が法令および定款に適合すると共に、その経営判断と業務執行が上記の基本方針に沿ってなされるべく、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 〔原則1-3 資本政策の基本的な方針〕

当社は、企業価値および株主価値の持続的な向上を目指すとともに、認定放送持株会社として、高い公共的使命を果たすために必要十分な株主資本を維持することを基本方針としております。

配当につきましては、株主の皆様への利益還元を重視する姿勢を明確にするため、連結業績に連動した配当方針をとっております。具体的には、配当の基準を連結の親会社に帰属する当期純利益とし、目処とする配当性向については30%としております。なお、特殊な要因で利益が大きく変動する場合等については、別途その影響を考慮して配当額を決定いたします。

経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策等の一環として自己株式の取得、処分、消却等を行います。

#### 〔原則1-4. いわゆる政策保有株式〕

当社グループは、企業価値向上の観点から、取引、業務提携などを総合的に勘案し、経営戦略の一環として必要と判断する企業の株式を保有いたします。

議決権行使にあたっては、投資先企業の経営方針を尊重しつつ、中長期的な企業価値の向上に資するか否かという観点から、議案の内容を精査し適切に議決権を行使いたします。議案の趣旨確認等、必要がある場合には、投資先企業と対話を行います。

#### 〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕

取締役との利益相反取引については、会社法および取締役会規則に基づき、事前に取締役会の承認を得た上で行い、その結果を取締役に報告しています。また、役員およびその近親者との取引については、毎年定期的に確認しています。

主要株主等の関連当事者との取引については、一般の取引と同様にTBSグループ行動基準に基づき公正に行うこととしています。

#### 〔原則3-1. 情報開示の充実〕

##### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念および中期経営計画は、当社ホームページにて公表しております。

TBSグループ行動憲章 <http://www.tbsholdings.co.jp/governance/statement.html>

グループ中期経営計画2018 <http://www.tbsholdings.co.jp/ir/toushou/>

##### (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、「基礎報酬」に加え、業績目標の達成および経営計画の遂行に対する取締役の責任をより明確化することを目的として「業績連動性報酬」、中長期的なインセンティブとなることを目的として「自社株式取得目的報酬」を導入しています。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役には、「基礎報酬」のみとしています。

取締役報酬の決定手続の客観性を高めるため、「報酬諮問委員会」を設置しており、代表取締役1名、一般管理部門担当取締役1名、社外取締役1名、社外監査役1名で構成しています。

### (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の候補者は、経営戦略を実現できる高い業務執行能力を有する人物および経営者としての豊富な経験・知識を有し当社の事業特性を理解する多様な人物を指名しています。

監査役候補者は、内部統制に知見を有する人物および当社の属する業界にとらわれない多様な人物を指名しています。

代表取締役が取締役・監査役候補の原案を作成し、監査役候補者について監査役会の同意を得た上で原案について取締役会で審議し、株主総会に提案しています。

### (5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会招集通知の「参考書類」に記載しております。

#### (補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲)

取締役会の決議を要する経営上の重要事項および取締役の業務執行に関する報告事項を取締役会規則で規定しています。また、個別の業務執行に関しては、経営会議規定および諸規則において委任の範囲を規定しています。

#### [原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

東京証券取引所の独立性基準に、以下を加えて判断します。

- (1) 当社株式を10%以上保有する主要株主の業務執行者
- (2) 当社の連結売上高に対する販売実績割合が10%以上の販売先の業務執行者
- (3) 中核子会社のネットワーク局の業務執行者

#### (補充原則4-11-1 取締役会全体としての多様性、規模に関する方針)

取締役会は、経営戦略を実現できる高い業務執行能力を有する常勤取締役と、業務執行に携わらず取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割とする社外取締役で構成することとします。

2016年6月末日現在の取締役は16名で、業務執行取締役が12名(当社グループの業務全般に精通している者が4名、それぞれの担当部門の重要な役職を務め事業に精通している者が8名)、社外取締役4名(経済界、マスコミ界を代表する企業の経営者および経営の経験を有する者)で構成されています。

また、社外取締役の内2名を独立役員として東京証券取引所に届けています。

#### (補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況)

取締役および監査役(候補者を含む)の重要な兼職の状況につきましては、「事業報告」、「参考書類」および「有価証券報告書」等の開示書類において、毎年開示しています。

#### (補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価)

2015年4月から2016年3月までに実施した取締役会の実効性の評価について、各取締役・監査役にアンケートを実施し、全員から回答を得ました。評価項目は、取締役会の構成、運営状況、審議内容、情報提供などで、これらの結果について4月の取締役会で議論し、その結果、取締役会の実効性は、概ね確保できていると確認されました。一方で、今後の課題について具体的な意見・指摘があり、更なる改善を重ねてまいります。

#### (補充原則4-14-2 取締役・監査役トレーニングの方針)

社外の新任役員に対しては、就任前に、当社の経営理念、定款等諸規定、内部統制・リスク管理体制について説明いたします。社内出身の新任役員に対しては、就任時に会社法等の重要な法令に基づく役割・責務について必要な知識を取得する機会を設けています。

現任の取締役および監査役に対しては、その役割・責務を果たすために必要な知識を取得、更新する機会を提供いたします。

#### [原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

##### (補充原則5-1-1 基本的な考え方)

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するには、株主・投資家のご理解が必要と認識しており、株主・投資家の皆様に対し合理的な範囲で情報を提供し、また対話を行ってまいりたいと考えております。

##### (補充原則5-1-2)

##### (1) 取締役の指定

株主との対話につきましては、グループ経営企画局担当役員が統括し、グループ経営企画局IR推進部が担当いたします。

##### (2) 有機的な連携のための方策

IR推進部は、必要に応じて経理局、総務局、編成局等担当部署から情報を収集し、株主との対話の充実に努めています。

(3)対話手段の充実にに関する取組み

アナリスト、機関投資家、報道機関の皆様に対し、1年に2度決算説明会を実施しております。個人投資家の皆様に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載いたします。

(4)フィードバックの方策

IR活動で把握した意見・懸念事項等につきましては、必要に応じてIR担当取締役、経営陣等に報告しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家との対話においては、社内規定の「インサイダー取引防止規定」に従い、インサイダー情報(重要な未公開情報)を適切に管理いたします。

2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                                                  | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|-------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                                                      | 18,091,500 | 9.50  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                                    | 10,871,800 | 5.70  |
| 株式会社毎日放送                                                                | 8,848,100  | 4.64  |
| 三井物産株式会社<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)                                    | 7,691,000  | 4.03  |
| 株式会社三井住友銀行                                                              | 5,745,267  | 3.01  |
| 三井不動産株式会社                                                               | 5,713,728  | 3.00  |
| 株式会社NTTドコモ                                                              | 5,713,000  | 3.00  |
| パナソニック株式会社                                                              | 5,643,180  | 2.96  |
| 日本生命保険相互会社                                                              | 5,027,535  | 2.64  |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT<br>(常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | 4,348,800  | 2.28  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明更新

当社は、自己株式を15,722,554株保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。

3. 企業属性

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部        |
| 決算期                 | 3 月           |
| 業種                  | 情報・通信業        |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上       |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満    |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 20 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数 <span>更新</span> | 16 名   |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 4 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

|                           |
|---------------------------|
| 会社との関係(1) <span>更新</span> |
|---------------------------|

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 檜田 松瑩 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 朝比奈 豊 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |
| 石井 直  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 三村 景一 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

|                           |
|---------------------------|
| 会社との関係(2) <span>更新</span> |
|---------------------------|

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                  | 選任の理由                                                                                                                                                           |
|-------|------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 檜田 松瑩 | ○    | ――                            | 総合商社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対して有益な意見・提言等をいただいております。当社社外取締役として適任であると判断いたしました。<br>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 |
|       |      | i. (株)毎日新聞グループホールディングス代表取締役社長 | 新聞社の経営者としての豊富な経験と高い                                                                                                                                             |

|       |   |                                                                                           |                                                                                                                                             |
|-------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 朝比奈 豊 | ○ | また、(株)毎日新聞社代表取締役会長でもあります。<br><br>当社代表取締役社長石原俊爾は、(株)毎日新聞グループホールディングス代表取締役社長の社外取締役を務めております。 | 見識を有しております。当社の経営に対して有益な意見・提言等をいただいております。当社社外取締役として適任であると判断いたしました。<br>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 石井 直  |   | _____                                                                                     | 広告会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対して有益な意見・提言等をいただいております。当社社外取締役として適任であると判断いたしました。                                                       |
| 三村 景一 |   | i. (株)毎日放送代表取締役社長<br><br>当社取締役名誉会長井上弘は、同社の社外取締役を務めております。                                  | 放送事業会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社の企業価値の源泉・事業特性に関する深い理解・見識に基づいた有益な意見・提言等が期待できる人物であり、当社社外取締役として適任であると判断いたしました。                              |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 | 更新 |
|-----------------------------|----|

|                  | 委員会の名称  | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|------------------|---------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名諮問委員会 | 4      | 0       | 2        | 1        | 0        | 1      | 社内取締役   |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬諮問委員会 | 4      | 0       | 2        | 1        | 0        | 1      | 社内取締役   |

|      |
|------|
| 補足説明 |
|------|

その他の1名は、社外監査役であります。

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5 名    |
| 監査役の数      | 5 名    |

|                       |
|-----------------------|
| 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 |
|-----------------------|

監査役は、会計監査人であるあずさ監査法人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見と情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、財務報告に係る内部統制に関するリスク評価等について報告を受けるほか、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

常勤監査役と内部監査部門である業務監査室は、原則として隔週会合し内部統制の整備と運用に関する情報の共有を図っております。社外監査役は、業務監査室から監査の対象となった案件について随時報告を受けることとしております。

また、監査役会は、業務監査室より年度監査計画および実施した内部監査の結果等について定期的に報告を受けております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 3 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2 名    |

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 明石 康  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 北山 禎介 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |   |   |
| 藤本 美枝 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                       | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明石 康  | ○    | ——                                                                                 | <p>国際連合において培われた高い国際感覚と幅広く豊富な経験を有しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、当社の経営に対して、当社の属する業界にとらわれない立場から有益な意見・指摘等をいただいております。当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p> |
| 北山 禎介 |      | h. (株)三井住友銀行の取締役会長であり、過去(平成23年3月まで)に業務執行者(代表取締役会長)を務めておりました。当社は同社との間に通常の銀行取引があります。 | <p>金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に対して、客観的な立場から有益な意見・指摘等が期待できる人物であり、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。</p>                                                                                                                                       |
| 藤本 美枝 | ○    | ——                                                                                 | <p>企業法務を専門とする弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の経営に対して、客観的な立場から有益な意見・指摘等が期待できる人物であり、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>  |

【独立役員関係】

4 名

【インセンティブ関係】

|                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する<br>施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |
|-------------------------------|--------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

常勤取締役を対象に、自己株式取得目的報酬を導入しております。

|                 |
|-----------------|
| ストックオプションの付与対象者 |
|-----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

取締役報酬は法令等に基づいて開示する方針であります。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

利益水準及び経営指標の達成度等を反映する業績連動型報酬制度を導入しており、各取締役の報酬は報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて取締役会担当役員および常勤監査役が直接面談し、取締役会ならびに監査役会の事前・事後に情報を伝達、あるいは状況の説明をしております。また、監査部門より監査の状況について、内部統制部門より内部統制システムの整備状況について随時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会は原則として月1回開催され、会社の重要な業務執行の決定と重要事項の報告が行われております。また、社長の意思決定および業務執行のための審議機関としてグループ経営戦略会議を置いており、グループ経営戦略会議は現在12名(男性12名)の常勤の取締役で構成され、原則として週1回開催し、取締役会付議事項に関する事前審議ならびにグループ経営を含む全般的経営管理の執行方針についての事前審議を行っております。さらに、グループ経営戦略会議の下には予算部会、投融資部会を置いて、当社およびグループの予算や投融資について検討し、当会議に報告しております。取締役報酬に関する代表取締役社長の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置しております。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、(1)当グループが最良の企業体として成長していくための企業理念を掲げて、「TBSグループ行動憲章」を制定し、すべての役職員が守るべき基本的誓約としております。また、同憲章を具体的に実現するための基準を、「TBSグループ行動基準」として定め、これらの遵守の徹底をはかっております。(2)「TBSグループ情報開示基本方針」を策定し、適時かつ適切な情報開示を行い、当グループとしての説明責任を果たすこととしております。(3)当社社外取締役・社外監査役および外部の有識者からなる「企業価値評価特別委員会」は、取締役会の諮問に応じ、企業価値最大化を実現する方策としての的確性を検討し、検討結果を取締役に勧告することとしております。

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、(1)監査役の職務を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員に関する規定を整備することとしています。(2)監査役会は、監査役の調査に関する事項等について、必要な場合は監査役会調査本部を設置し、監査役会が任命した職員をして監査役会または監査役を補佐させることとしています。(3)監査役の職務を補助すべき職員の人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得ることとしています。(4)取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告しております。(5)監査役は、随時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができることとしております。(6)「TBSホットライン」の適正な運用をはかることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保しております。(7)監査役は、業務監査室が行った内部監査の結果について報告を受けることとしています。(8)監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができることとしています。(9)監査役、会計監査人、業務監査室は有効かつ効率的な内部統制を構築するため情報を共有しています。

このほか、「インサイダー取引防止規定」を定めて、役職員による株式等の不正取引の未然防止をはかり、また「個人情報取扱規定」を定め、「個人情報管理委員会」を設置して、個人情報の目的外使用や漏えい等の未然防止をはかっております。

会計監査に関しては、当社は会社法に基づく会計監査人及び証券取引法に基づく会計監査に有限責任あずさ監査法人を起用しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会、監査役、監査役会によるガバナンス体制を採用しており、複数の社外取締役を選任し取締役会の監督機能の強化を図っております。現在、取締役は16名で、うち4名が社外取締役であります。社外取締役は、経営者としての経験、知識に基づく見識を持ち、当社のコーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業価値および株主共同利益の向上に、十分な役割を果たすものと考えております。監査役は5名で、うち2名が常勤監査役、3名が社外監査役であります。社外監査役は、独立かつ中立の立場から、経営監督機能として十分な役割を果たすものと考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                 | 補足説明                                                                                                                                                                             |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会開催日の21日前に発送しております。                                                                                                                                                           |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 導入しております。                                                                                                                                                                        |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 当社ホームページおよび株主名簿管理人の作成するサイトに掲載しております。<br>当社ホームページ <a href="http://www.tbsholdings.co.jp/ir/stakeholders/soukai.html">http://www.tbsholdings.co.jp/ir/stakeholders/soukai.html</a> |

#### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                          | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 取締役会が制定した「TBSグループ情報開示基本方針」の内容を、当社ホームページにて公表しております。<br><a href="http://www.tbsholdings.co.jp/governance/information.html">http://www.tbsholdings.co.jp/governance/information.html</a>                                                                         |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 本決算と中間決算の発表にあわせて開催する決算説明会については、トップマネジメントによるプレゼンテーションの模様を当社ホームページにて動画で配信するほか、説明会場で配布された決算説明資料も掲載し、個人投資家の皆様への情報提供を充実させております。<br><a href="http://www.tbsholdings.co.jp/ir/library/setsumeikai.html">http://www.tbsholdings.co.jp/ir/library/setsumeikai.html</a> | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算と中間決算の発表にあわせて決算説明会を開催し、トップマネジメントが業績内容についてご説明させていただいております。また当社の業務内容を一層ご理解いただくためのミーティングも不定期ながら開催しているほか、機関投資家、アナリストの皆様からの個別のご取材、ご訪問等は随時お受けしております。                                                                                                             | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 海外IRは適宜実施しております。海外投資家向けに当社ホームページにて決算短信や本決算説明資料の英訳版を掲載しているほか、業績内容をまとめた英語版のインベスターズ・インフォメーションを年1回掲載しています。<br><a href="http://www.tbsholdings.co.jp/ir/en/index.html">http://www.tbsholdings.co.jp/ir/en/index.html</a>                                           | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページの株主IR情報( <a href="http://www.tbsholdings.co.jp/ir">http://www.tbsholdings.co.jp/ir</a> )の掲載事項は、社長メッセージ、四半期ごとの決算短信と決算説明資料、IR説明会の動画と配布資料、株式情報、有価証券報告書、適時開示情報等に加え、グラフを多用してビジュアル的に業績内容をまとめたファクトシートや決算ハイライトもご用意し、投資家の皆様のご理解を深めていただけるよう資料を取り揃えております。        |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | グループ経営企画局IR推進部                                                                                                                                                                                                                                                |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | TBS行動憲章、TBS行動基準を定め、当社ホームページにて公表しております。<br><a href="http://www.tbsholdings.co.jp/governance/statement.html">http://www.tbsholdings.co.jp/governance/statement.html</a>                                                               |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 2009年11月、当社内にCSR委員会ならびにCSRプロジェクトチームを設置し、それまで活動していたTBSエコ(環境保全活動)、インターアクセス活動(教育CSR)、社会貢献(障害者支援、募金活動等)をTBSグループとしてより広範に取組む体制を整えました。環境CSRの分野では、地球温暖化防止の一助となるよう、多くの従業員が参加し、本社正面通路に緑のカーテンを育成しています。また、環境にやさしい「グリーン電力」を毎年100万kwhずつ契約し、「6チャンネ |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | <p>ル“にちなんで毎月6日を「グリーン電力推進デー」としています。教育CSRの分野では、1年におよそ50回ほどアナウンサーや番組スタッフなどが小中高等学校に出張する「出前授業」をメディアリテラシーの一環として実施し、児童・生徒さんたちと交流しています。また、2005年から緊急災害時における被災者救援を目的に「JNN・JRN共同災害募金」の活動を実施しております。活動内容に関しましては、ホームページ内 <a href="http://www.tbs.co.jp/csr/">http://www.tbs.co.jp/csr/</a> に掲載しております。</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p> | <p>TBSグループ情報開示基本方針を定め、当社ホームページにて公表しております。<br/> <a href="http://www.tbsholdings.co.jp/governance/information.html">http://www.tbsholdings.co.jp/governance/information.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>その他</p>                       | <p>当社では女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、各種取組みを行っております。現在、労働者に占める女性労働者の割合は、総合職では21％であり、男女の継続勤務年数に大きな差異は見られませんが、指導的立場にある女性割合が低いため、2016年4月より向こう5年間、女性の管理職登用数を2014年度実績の2倍以上にすることを目標とした行動計画を策定いたしました。昇格判定の精査、ライン職への研修の実施、育児をしながら働く社員が活躍できる環境作りなどに取組んでおります。</p> <p>また、若い社員及び育児中の社員に対し、仕事と家庭の両立を支援するため、育児時間・育児休業や不妊治療休暇などの社内制度を必要に応じて拡充を図ると共に、各制度の知識・活用法について周知活動を行っております。</p> <p>さらに、研修機会等を利用し、本人の取得意識向上、勤務管理者等への定期的な啓発を図ることで、ワークライフバランスを推進させ、時間外労働の削減と過重労働の防止にも継続的に取り組んでおります。</p> |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、「TBSグループ行動憲章」に謳った放送の社会的責任と公共的使命を常に念頭において、コーポレートガバナンスの充実・強化をはかります。当社は、企業集団として内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかります。同委員会は、当社および当グループの取締役ならびに外部委員で構成し、以下の事項を所管しております。(1)内部統制体制の整備・評価・改善に関すること、(2)企業倫理の確立に関すること、(3)リスクの管理および適正で効率的な業務の推進に関すること、(4)情報開示体制に関すること、(5)当グループ各社の取締役会の諮問に関すること。

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、(1)当グループが最良の企業体として成長していくための企業理念を掲げて、「TBSグループ行動憲章」を制定し、すべての役職員が守るべき基本的誓約としております。また、同憲章を具体的に実現するための基準を、「TBSグループ行動基準」として定め、これらの遵守の徹底をはかっております。(2)「TBSグループ情報開示基本方針」を策定し、適時かつ適切な情報開示を行い、当グループとしての説明責任を果たすこととしております。(3)当社社外取締役・社外監査役および外部の有識者からなる「企業価値評価特別委員会」は、取締役会の諮問に応じ、企業価値最大化を実現する方策としての的確性を検討し、検討結果を取締役に勧告することとしております。(4)当社において常勤監査役に社外監査役が加わり監査役会を置いて監査を行っております。特に重要な子会社である株式会社TBSテレビにおいては、監査役会は置いておりませんが、社外監査役など当社に準ずる体制で監査を行っております。

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制として、(1)取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」において各種文書の取扱基準を設け、定められた文書保存期間に基づき、適切かつ確実に保存・管理しております。(2)取締役および監査役から、取締役の職務執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備しております。

当社は、損失の危険の管理に関する規定その他の体制として、(1)事業活動および業務プロセスに係る損失の危険を継続的にコントロールするために必要な「TBSグループリスク管理基本方針」「TBSグループリスク管理規定」等規程を定め、リスク管理体制を構築しております。運用については「TBSグループ企業行動委員会」の小委員会である「TBSグループ総合リスク管理委員会」において新年度のリスク管理計画を承認するとともに、前年度のリスク管理状況を総括する仕組みをベースに適切な運用をはかることとしております。(2)株価、為替、金利変動のリスクについて、「市場リスク管理基本方針」を定め、半年ごとにその方針を見直し、適切に対応しております。(3)投資および融資の管理、調整、その効率的運用を図るため、「投融資管理規定」を定め、「投融資部会」が、投融資の適否の事前審査にあたり「グループ経営戦略会議」に諮るものとしております。(4)企業ブランドの毀損等の重大なリスクの発生に備えるため、通常時とは異なる対応組織の構築、業務手順、情報管理のあり方等を定めた「TBSグループ危機対応規定」を策定し、リスク発生時には適切に対応することとしております。(5)「情報セキュリティ基本方針」を定め、不正アクセスやコンピューターウイルス等によるシステムの破壊、データの漏えい、侵害等を防止するとともに、ネットワークの適切な利用をはかっております。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、(1)取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催することとしております。(2)経営方針および経営戦略に係る重要事項については、原則として週1回開催される「グループ経営戦略会議」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。(3)総合的な長期経営計画を策定するため、社長の諮問機関である「グループ経営戦略会議」が直接、長期経営計画の実施を推進・調整することとしております。

当社が、職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、(1)「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約として制定し、同憲章を具体的に実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を定め、これを遵守することとしております。(2)コンプライアンス室を、コンプライアンス体制の整備、運用をはかる統括部署として有効かつ適切に機能させています。また、業務監査室を、内部監査部門として有効かつ適切に機能させております。(3)当グループの内部通報制度として、「TBSホットライン」を整備し、法令または社内規則に違反する事実等についての通報の受付窓口を、業務監査室および社外弁護士事務所に設け、適切に運用しております。(4)特定の職員への権限の集中を排除するための人事的措置等、内部牽制機能を整備しております。

当社は、当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、(1)「TBSグループ行動憲章」および「TBSグループ行動基準」を、当グループ各社共通の誓約・行動指針としております。(2)傘下の放送局である株式会社TBSテレビおよび株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズにおいては、放送法に基づいて設置される「番組審議会」が、放送番組の改善・向上をはかる目的で、同社の諮問に対する答申および建議を行います。(3)特に影響力の大きい株式会社TBSテレビにおいては、外部の有識者を中心に構成する「『放送と人権』特別委員会」が、放送上の人権に係わる問題に対する必要な措置について、同社社長に勧告することとしております。当社は同社よりその報告を受け、必要な対応を行います。(4)当社に「業務監査室」を置き、当グループ各社を含めた業務監査を行っております。(5)当グループ各社において、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」を策定し、内部統制体制を構築・運用するよう浸透をはかり、グループ内親会社・子会社関係の健全性を保つための体制を整えております。(6)当グループ各社は、「TBSホットライン」に参加し、その周知をはかるための体制をつくり、運用しております。(7)当グループの経営効率の向上をはかる目的で、「関係会社経営管理規定」を定め、関係会社の指導および育成を促進します。

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、(1)監査役を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員に関する規定を整備することとしております。(2)監査役会は、監査役の調査に関する事項等について、必要な場合は監査役会調査本部を設置し、監査役会が任命した職員をして監査役会または監査役を補佐させることとしております。(3)監査役を補助すべき職員の人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得ることとしております。(4)取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告しております。(5)監査役は、随時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができることとしております。(6)「TBSホットライン」の適正な運用をはかることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保しております。(7)監査役は、業務監査室が行った内部監査の結果について報告を受けることとしております。(8)監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができることとしております。(9)監査役、会計監査人、業務監査室は有効かつ効率的な内部統制を構築するため情報を共有しています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「TBSグループ行動基準」に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固として対決し、名目にかかわらず、いかなる利益供与も行わない旨、業務において不正行為を知ったときには、速やかに通報するよう努める旨規定しており、同基準に基づき内部通報制度の運用規程を整備しております。また「TBSグループ行動基準」は、当社ホームページに掲載しております。<http://www.tbsholdings.co.jp/governance/statement.html>

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

### 該当項目に関する補足説明

当社は、平成21年4月3日開催の当社取締役会において、同年4月1日付けの当社の認定放送持株会社への移行、いわゆる株券の電子化及び証券取引法から金融商品取引法への改組等に伴い、平成17年5月18日付けで公表し、平成19年2月28日付けで改定の上、平成19年6月28日開催の第80期定時株主総会において株主の皆様から承認を頂いております「当社株式にかかる買収提案への対応方針」(買収防衛策)について、所要の修正を行いました。

詳細な内容につきましては、平成21年4月3日付け当社プレスリリース「認定放送持株会社への移行等に伴う当社株式にかかる買収提案への対応方針(買収防衛策)の一部修正に関するお知らせ」(当社ホームページ<http://tbsholdings.co.jp/ir/toushou/>にてご覧いただくことが可能です。)をご参照ください。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

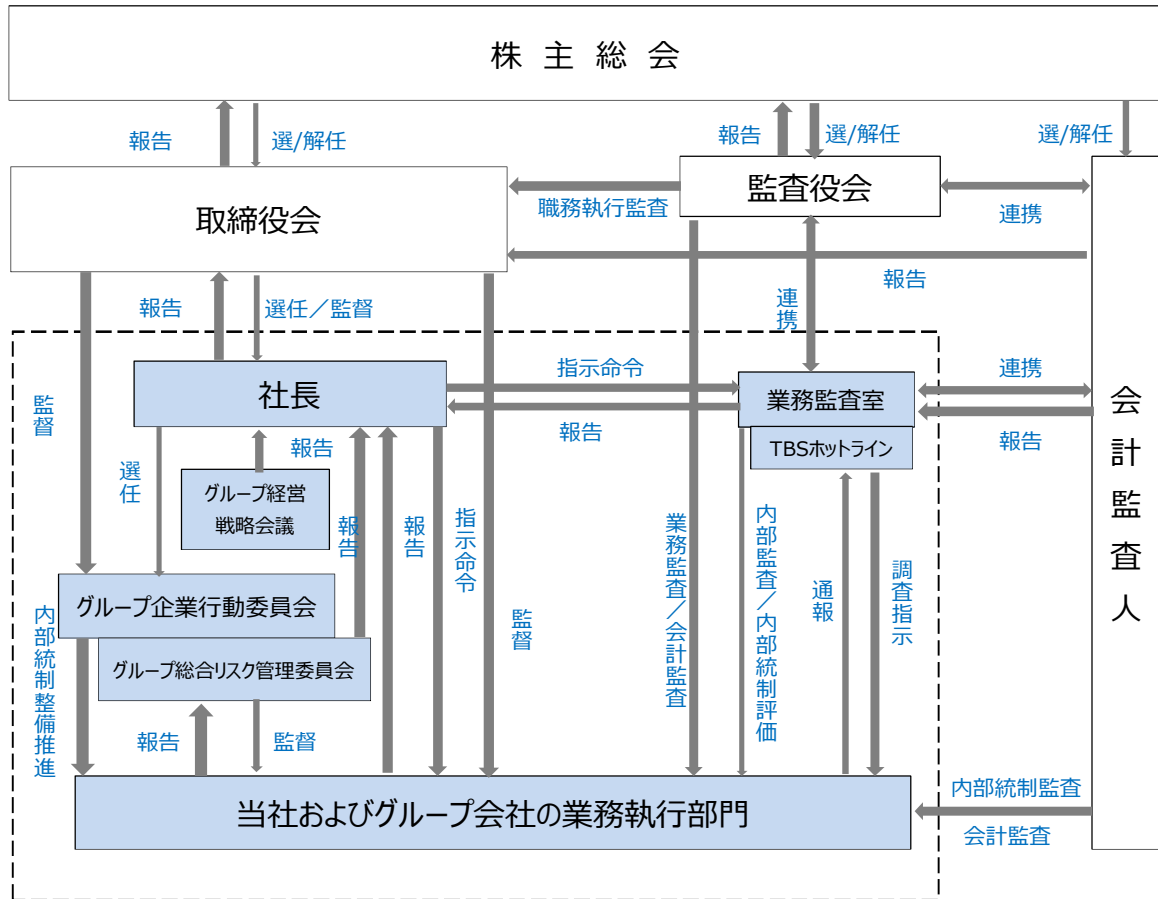
当社の重要事項の決定や決算情報等の決定、報告は、グループ経営戦略会議または取締役会において行われております。情報取扱責任者にはグループ経営戦略会議および取締役会のメンバーである一般管理部門担当取締役から指名することとして、重要情報が情報取扱責任者に集約する体制をとっております。

情報開示に関しては、重要事項の決定もしくは重要事実の発生後、情報取扱責任者の指示により遅滞なく情報開示を行っております。

重要情報の管理に関しては、重要事項の起案等を内容とする業務に関与する役職員等については一般的な守秘義務のほかに、取締役会等での重要事項等の決定、報告前においても関連情報特に厳重管理し漏洩を禁止する旨の社内規定を定めて情報管理の徹底を図っております。

情報開示委員会を設置し、重要情報の把握、管理および適時、適切な情報開示のより一層の徹底を図ることとしております。情報開示委員会は、情報取扱責任者を委員長、総務局長、経理局長、グループ経営企画局長を委員とし、重要情報管理の基本方針の策定、情報開示の対応決定等に関する事項を所管しております。また、情報開示委員会の下に総務部長、経理部長等の部長クラスを幹事とする幹事会を置き、幹事会は重要情報に関連する情報を集約、精査して当該情報の管理、開示方法等について委員会に報告、具申するとともに、開示用資料のチェック等も行うこととしております。

コーポレート・ガバナンス体制



## 会社情報の適時開示に係る社内体制

